

## 尾道市DX推進支援事業補助金

AI、IoT、ロボット化等のDX設備を導入し、業務の効率化による生産性向上などのビジネス変革に取り組む事業者等に対し、その設備導入経費を補助します。

### ◇補助対象者

市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等（個人事業主を含む）

※審査会での審議を経て、補助対象者を決定します。

### ◇対象要件（次の要件をすべて満たすもの）

- ①令和7年3月31日までにDX設備を導入するもの
- ②市税の滞納がないこと
- ③補助金交付決定の前にDX設備を導入していないこと
- ④国や県等の同様の補助金を交付されていないこと
- ⑤先端設備等導入計画の認定を受けていないこと
- ⑥過去に本制度の補助金の採択を受けていないこと

### ◇募集期間

令和6年4月8日（月）～令和6年12月27日（金）

※予算額に到達次第、受付を終了する場合があります。

### ◇補助対象経費

- ・AI、IoT、ロボット化(自動化、省力化)等の設備に係る購入費用
- ・ソフトウェア等利用料（専ら補助事業のために使用される特定業務用のソフトウェア・情報システムを購入する経費）
- ・補助事業の実施に必要な経費の中で、補助事業者が直接実施できないものに係る外注及び委託に要する経費

※ 汎用性のあるパソコンやプリンター類などの備品購入費は除く

### ◇補助率と上限額

補助対象経費の1/2（上限額：100万円）

### ◇問合せ先

尾道市 産業部商工課 商工振興係

電話：0848-38-9182（平日8：30～17：15）

Mail：shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

尾道市HP



# よくあるお問い合わせ

## Q.中小企業者等とは？

A.中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者で下表に定める規模の法人等をいいます。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※ 協同組合、一般社団法人、NPO法人、農事組合法人も対象となります。

※ 医療法人、歯科法人、政治団体、宗教上の組織又は団体などは、対象外です。

## Q.申請スケジュールを教えてください。

A.次のような流れです。



## Q.補助金の交付申請に必要な書類を教えてください。

A.次の書類を提出してください。

- (1) 尾道市DX推進支援事業補助金交付申請書
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) 履歴事項全部証明書又は開業届の写し
- (4) 定款又は規約（法人のみ）
- (5) 設備を導入する事業所の配置図及び位置図
- (6) 導入する設備の見積書の写し及びパンフレット
- (7) 設備を導入する事業所に常駐する従業員等の名簿の写し
- (8) 前年分の貸借対照表及び損益計算書  
個人事業主の場合は、前年分の青色申告決算書又は収支内訳書の写し
- (9) 市税の完納証明書
- (10) 誓約書兼同意書